

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

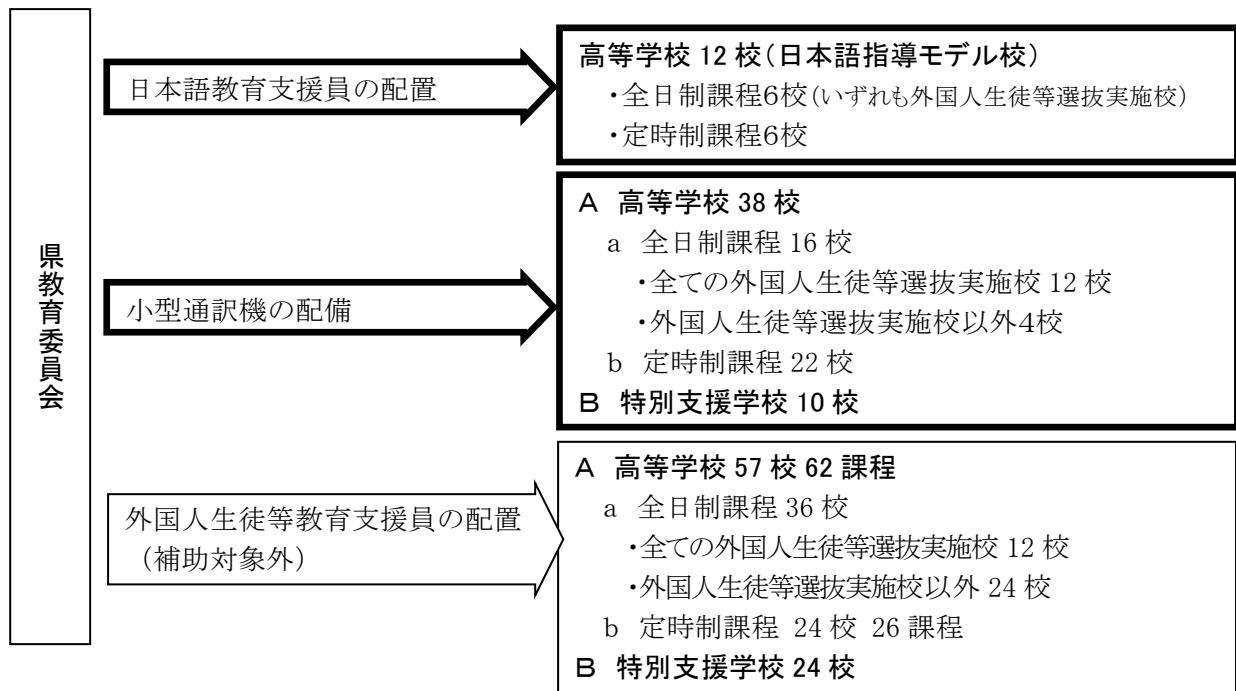
地方公共団体名【 愛知県教育委員会 】

令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題

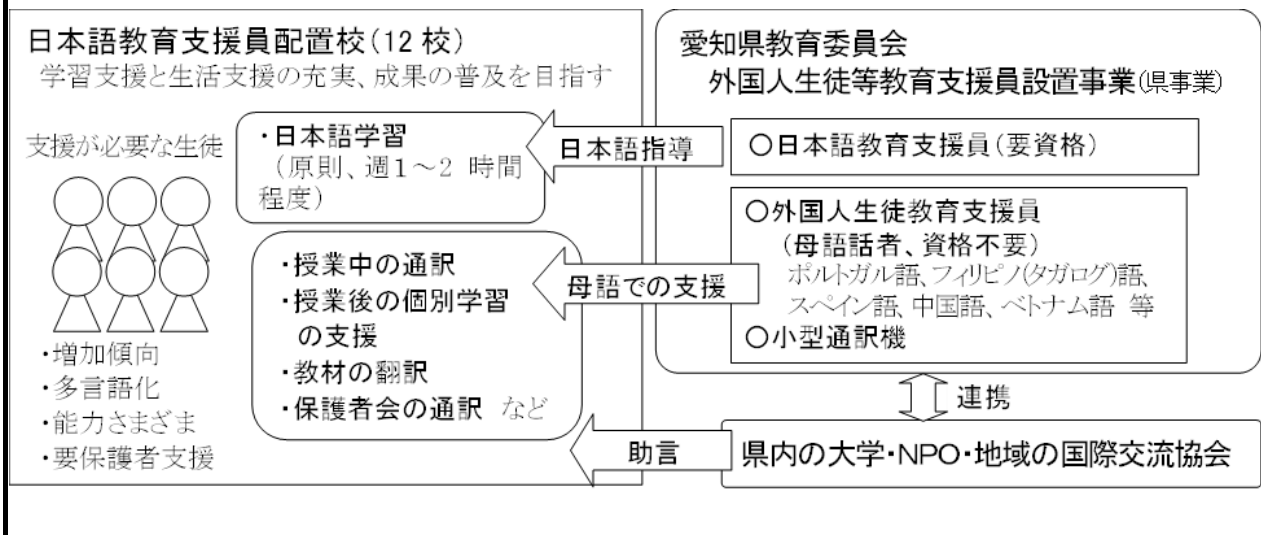
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

<高等学校教育課・特別支援教育課>

【外国人生徒等教育支援員設置事業(県教育委員会の取組)】※本事業にかかわる高等学校を対象とした協議会を開催(10月)

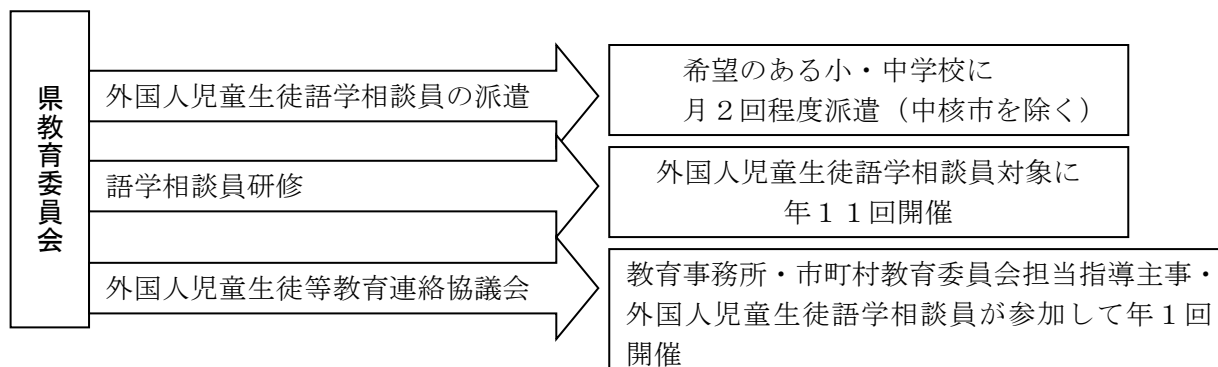


【日本語教育支援員配置校における取組】



<義務教育課>

【外国人児童生徒教育推進事業】



2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・県立高等学校外国人生徒支援担当教員連絡協議会を10月に開催
- ・外国人児童生徒等教育連絡協議会を8月に開催

(2) 学校における指導体制の構築

- ・県立高等学校外国人生徒支援担当教員連絡協議会を10月に開催
- ・1月24日に実施された「あいち外国人在適正受け入れ・共生推進協議会」の中で、学校における外国人生徒の支援体制の在り方について、外部有識者から意見を聴取
- ・県内の小中学校に、日本語教育適応学級担当教員を加配
- ・義務教育課主催で、日本語教育適応学級担当教員等研修を年2回オンラインで開催

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・令和5年度より、愛知県立高校2校で、特別の教育課程を編成して行う日本語指導を実施
- ・外国人児童生徒等教育連絡協議会で、教育事務所・市町村教育委員会指導主事を対象に「特別の教育課程」の編成と実施について説明

(4) 成果の普及

- ・県立高等学校外国人生徒支援担当教員連絡協議会での情報共有
- ・県立高等学校教頭会の定時制通信制部会での情報共有
- ・日本語教育適応学級担当教員等研修と外国人児童生徒等教育連絡協議会で、外国人児童生徒語学相談員に係る取組や支援成果の情報共有。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

① 高等学校等における日本語指導・教科指導の実施

- ・県立高校12校に日本語教育の専門性を有する日本語教育支援員を18名配置して日本語指導を実施

② 高等学校等に対するキャリア教育や進路指導の充実

- ・県の単独事業として就労アドバイザー3名を定時制高校に配置し、学校や企業をはじめとした関係機関の連携強化や就職先・実習先の開拓、学校や企業への助言を実施(補助対象外)

③ その他、高校生等に対する教育・支援に資する取組

(1) 外国人生徒教育支援員の配置

- ・日本語によるコミュニケーション能力が十分に身に付いていない外国人生徒の学習または学校生活上の支援を目的に、県の単独事業として外国人生徒等教育支援員を配置(補助対象外)
- ・高等学校では、57校に延べ177人の支援員を配置して、984人の生徒を支援
- ・特別支援学校では、24校に延べ47人の支援員を配置して、180人の生徒を支援

- (10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣
- ・外国人児童生徒等に対する生活指導や教科指導の補助、外国人児童生徒等の保護者との連絡及び通知文等の翻訳業務等を行うため、県内小中学校に外国人児童生徒教育相談員11人を派遣。
 - ・小学校119校824人、中学校55校342人を支援

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

- (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営
- ・令和5年度から愛知県立高校2校において「特別の教育課程を編成して行う日本語指導」を行った。今後は連絡協議会を活用して制度の周知を図り、実施校の拡充に努める。
 - ・より多くの学校の取組を効率よく共有できるような工夫に努める。
- (2) 学校における指導体制の構築
- ・令和5年度から愛知県立高校2校において「特別の教育課程を編成して行う日本語指導」を行った。今後は連絡協議会を活用して制度の周知を図り、実施校の拡充に努める。
 - ・「あいち外国人在適正受け入れ・共生推進協議会」において、外部の有識者からいただいた「ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、情報交換をし、議論を進めていくことが必要」といった意見をどのように具現化していくかが課題である。
- (3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- ・入学当初、日本語が理解できなかった生徒が、少しずつ授業内容を理解できるようになった。
 - ・各学校に成果を普及し、特別の教育課程を編成して行う日本語指導の実施校の拡充に努める。
- (4) 成果の普及
- ・令和5年度から愛知県立高校2校において「特別の教育課程を編成して行う日本語指導」を行った。今後は連絡協議会を活用して制度の周知を図り、実施校の拡充に努める。
 - ・「より多くの学校の取組を知ることで、自校の取組につなげたい。」という意見をいただいた。多くの学校の取組を共有できるように工夫し、連絡協議会の内容の更なる充実に努める。
- (8) 高校生等に対する包括的な教育・支援
- ・県立高校12校(全日制6校、定時制6校)に日本語教育の専門性を有する「日本語教育支援員」を18名配置し、261人の生徒を対象に1,400時間分の日本語指導を行った。各学校は、県に提出する「日本語指導実施計画書」に基づき、日本語指導に関する授業(特別の教育課程を編成して行う日本語指導、学校設定科目)や授業後(定時制では始業前)の時間帯の日本語指導に活用した。
 - ・就労アドバイザーを3名配置して就職支援を行った(補助対象外)。
 - ・高等学校及び特別支援学校に外国人生徒教育支援員を延べ224人配置した(補助対象外)。外国人生徒の増加とともに言語の多様化が進んでおり、いかにして支援員を確保するかが課題である。

- (10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣
- ・日本語指導や教科指導の補助における母語による支援だけではなく、来日して間もない児童生徒の生活適応指導や児童生徒の教育相談等で学校へ適応する支援ができた。
 - ・母語による通訳・翻訳を通して保護者との信頼関係を築く支援をすることができた。
 - ・児童生徒の母語や母文化に関する情報や進路に関する情報を学校に提供することで、個に応じた対応へとつなげることができた。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	1031 人 (173校)	483 人 (87校)	0 人 (0校)	918人 (38校)	人 (校)	112人 (11校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		824 人 (119校)	342 人 (55校)	0 人 (0校)	30人 (2校)	人 (校)	0人 (0校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・令和6年度は、日本語教育支援員を12校に配置し、日本語教師の資格をもった支援員が合計1,925時間の支援を行う。うち2校では、特別の教育課程を編成した日本語指導を実施する。
- ・令和6年度は、県立高校に38台、県立特別支援学校に20台の小型通訳機を配備する。
- ・連絡協議会や教頭会等で外国人生徒支援に係る情報を周知・共有する機会を設定し、成果の普及を図る。
- ・令和6年度は、県立高校に20,250時間分、県立特別支援学校に1,630時間分の予算を確保し、必要な学校に外国人生徒等教育支援員を配置して外国人生徒への支援を行う(補助対象外)。
- ・令和6年度も、県内小中学校に外国人児童生徒教育相談員11人を派遣する。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。